

自筆証書遺言の保管サービスが法務局で始まりました

ご存知でしたか？

今月から自筆証書の保管サービスが法務局で始まりました。

当社でもYouTubeで急遽番組を配信して内容を分かりやすく伝えました。

「遺言書」の種類	自筆証書遺言	公正証書遺言
作り方	自筆で書く	公証役場で作ってもらう
主な長所 (メリット)	- 自分だけで作成できる - いつでも変更できる	- 内容の不備がない - 偽造される、捨てられる、隠される等の心配がない - 裁判所での「検認手続き」が不要
主な短所 (デメリット)	- 内容の不備があると無効 - 偽造される、捨てられる、隠される等の恐れがある - 裁判所での「検認手続き」が必要	- 第三者の証人が必要 - 作成費用がかかる

22.12/54:04

#遺言書保管制度 #自筆証書遺言 #法務局
7/8 (水) 20:30～ウェビナー「いよいよ10日から始まる自筆証書遺言書保管制度 解説」|一般社団法人 NIPPON終活サポートセンター
34 回視聴・2020/07/08 にライブ配信

最近の事例です

【身元引受・片付け・入所手伝い】

☆依頼先：地域包括支援センター

☆状況：子ども不在、一番近い身内は甥
早めに施設へ入所するよう促されている。



☆内容

介護施設に入所希望

諸々の希望をお伺いして施設に入所→荷物の運び入れ（引っ越し）
→今のお住まいの片付け→お住まいの今後について協議

早めにご相談いただいたお陰で、ご本人にも安心していただきました

一般社団法人 NIPPON終活サポートセンター

〒330-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4丁目262番-6
ニューセンチュリービル2F
さいたま新都心駅東口から徒歩3分

■電話 0800-700-4150 ■メール info@nippon-shukatsu.com

社会福祉法人
さいたま市社会福祉協議会
～賛助会員～

